

マレーシア消費者保護法(1)

—— 紹介と翻訳 ——

滝 沢 昌 彦*

- I はじめに
- II マレーシア消費者保護法の概略
 - 1 マレーシアの歴史
 - 2 国家制度の概略
 - 3 マレーシアの消費者保護法制
 - 4 1999年消費者保護法の概略
 - 第1部 序
 - 第2部 誤解しやすい、または、詐欺的な行為、不実の表示、および、不正な手段
 - 第3部 商品およびサービスの安全性
 - 第4部 第2部および第3部に関連する違反、免責および救済
 - 第5部 商品の供給における保証
 - 第6部 商品供給における保証に関する供給者に対する権利
 - 第7部 商品供給における保証に関する製造者に対する権利
 - 第8部 サービス供給における保証
 - 第9部 サービス供給における保証に関する供給者に対する権利
(以上本号)
 - 第10部 製造物責任
 - 第11部 全国消費者諮問会議
 - 第12部 消費者苦情審判所
 - 第13部 執行
 - 第14部 一般規定および補足

I はじめに

以下は、マレーシア消費者保護法の翻訳である¹⁾。同法は比較的最近（1999年）に成立したものであり、しかも、かなり包括的な内容の消費者保護法であるので、これを紹介・検討することは、日本法の研究にとっても意義深いと思われる

【一橋法学】（一橋大学大学院法学研究科）第4巻第3号2005年11月 ISSN 1347-0388
 ※ 一橋大学大学院法学研究科教授

る。しかし、先ず、マレーシアやマレーシアの消費者保護法制全般について簡単に紹介し、また、消費者保護法についても、全体の概略を紹介した方がよいであろう。

II マレーシア消費者保護法の概略

1 マレーシアの歴史

マレーシアは、ほとんど赤道直下にあるマレー半島、および、スマトラ島とボルネオ島（それぞれの北半分）からなる連邦制の国家であり、面積は330.113平方キロメートル（日本の約87パーセント）、人口は（2000年現在で）約2330万人である。マラッカ海峡は中国とインドを結ぶ交通の要所なので伝統的に貿易が盛んであり、また、その為に、本来の現地の民族であるマレー人以外にも、中国人やインド人も多い多民族国家である。

歴史的には14世紀末のマラッカ王国が最初の国家とされているが、16世紀からはポルトガル、その後はオランダ、さらにイギリスによる植民地支配が行われるようになった。マラッカ海峡に望むマラッカ、ペナンおよびシンガポールが特に重要な貿易の拠点であるが、これを、18世紀末から19世紀初頭にかけてイギリスが植民地化して「海峡植民地」(Straits Settlements)と呼んだ。また、その他の（現地の王族が支配していた）地域もイギリスの傘下に入ったが、このうち、パハン (Pahang)、ペラク (Perak)、セランゴール (Selangor) およびネグリ・セムピラン (Negeri Sembilan) の4州は「連邦州」(Federated Malay States)とされてイギリスが直接に統治していたのに対して、ジョホール (Johore)、トレンガヌ (Trengganu)、ケランタン (Kelantan)、ケダ (Kedah) およびペリス

-
- 1) 同法を紹介する文献として、ソチ・ラチャガン／板東俊矢「アジア諸国の消費者保護法」京都学園法学38号（2002年）、松本恒夫「アジアの発展途上国における消費者保護法」作本直行『アジアの経済社会開発と法』（アジア研究所、2002年）がある。なお、日本機械輸入組合『アジアを中心とした海外のPL制度実態調査報告書』には同法のうち製造物責任を扱う部分が訳出されているようであるが、同書は一般には入手できないものであるため未見である。
また、本稿に掲載した訳はマレー語からの翻訳ではなく、英語からの翻訳である。しかし、マレーシアではマレー語および英語で立法されることが多いところ、内容に矛盾が生じるときには英語版が優先する（解釈法 (Interpretation Act) 117条)。

(Perlis)は「非連邦州」(Unfederated Malay States)であり、スルタンと呼ばれる現地の王族の統治権を尊重し、イギリスは一種の顧問として間接的に統治していた。

第二次大戦時には日本が侵入する等の経緯もあったが、戦後の1946年には、イギリスが、ペナン・マラッカに上記9つの州を加えて「マラヤ連合」(Malayan Union)としてまとめたが評判が悪く、新たに1948年に「マラヤ連邦」(Federation of Malaya)が発足して、これが、1957年にイギリスから独立した。その後、さらに、1963年には、シンガポール、および、ボルネオ島にあるサバ(Sabah)およびサラワク(Sarawak)の2州が加わったが、1965年にシンガポールが分離・独立して、今のマレーシア連邦が形成された。

シンガポールが分離・独立した事情には、政治的あるいは民族的な背景がある。前述したように、マレーシアは伝統的に多民族社会であり、本来の先住民族であるはずのマレー人が人口全体に占める割合は約6割程度に過ぎず、残りのうち約3割は中国系であり、さらに、インド系の住民も多い。そして、社会の上層部は中国系やインド系の住民によって占められており(特に中国)、これが社会構造として固定化している(というのがマレー人側の「言い分」である)。そこで、マレー人優遇政策を主張する「統一マレー人国民組織」(United Malay's National Organisation)が支持を集めて与党となったが、この為に、(当然ながら)中国系住民との間に緊張が生じ、伝統的に中国系住民が優勢であるシンガポールは分離・独立することになったのであろう。この民族間対立は1969年には大規模な暴動(racial riots)にまで発展しており、現在のマレーシアを考える上でも無視できない問題となっている。

2 国家制度の概略²⁾

マレーシアは、(意外と知られていないが)王制をとっており「連邦国王」が

2) 以下の記述は、Razman & Shukor, *Malaysian Legal System*, McGraw-Hill (Malaysia), 2001. によるところが多い。なお、マレーシアの裁判制度については、中村良隆「マレーシアの裁判制度」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』163頁(アジア経済研究所、2002年)参照。

存在する。もっとも、世襲制ではなく、上記9つの州（連邦州および非連邦州）を統治している王族（スルタン）が5年任期で交代で国王を務めている。そして、これに残りの4州（ペナン、マラッカ、サバおよびサラワク）の州知事が加わって「統治者会議」（Conference of ruler's）を構成し、これが、国王を補佐する。国王は、政治的には強力な権限はないが、宗教的権威として大きな影響力を有すると言われている。

州が集合して形成されている連邦制の国なので、連邦にも州にも、議会および政府がある。連邦の議会は二院制であり、上院（Dewan Negara）は、各州から選出され国王が任命する議員よりなる。下院（Dewan Rakyat）は普通選挙により選出され、この多数党が内閣を組織して連邦政府となる。これに対して州では1院制であり、多数党が州政府を組織する。

裁判所の構成は、当然のことながらイギリスの制度に類似している。まず、連邦裁判所（Federal Court）の下に控訴裁判所（Court of Appeal）があり、さらに、その下に高等裁判所（High Court）が二つ（西マレーシア（マレー半島およびスマトラ島）および東マレーシア（ボルネオ島）に各一つ）配置されており、ここまでが上級裁判所（Superior Court）であって、基本的には上訴のみを扱う。

第1審を扱うべき下級裁判所（Subordinate Court）としては、Sessions Court および Magistrates' Court、さらにペン・ウール裁判所（Penghulu's Court）がある。Sessions Court も Magistrates' Court も日本語に翻訳すると「治安判事裁判所」となってしまうが、権限を比較すると前者（Sessions Court）の方が広範な裁判権を有するようである。もっとも、後者（Magistrates' Court）の判決に不服があるときには高等裁判所に上訴すべきこととされ、Sessions Court が上訴を扱うわけではない。そして、Magistrates' Court は1級治安判事裁判所と2級治安判事裁判所に分かれるが、前者は、（直ぐ続けて説明する）ペン・ウール裁判所からの上訴をも扱う。これらに対して、ペン・ウール裁判所は西マレーシアのみに設置される裁判所であり、主にアジア人が関係する事件のみを扱う。これ以外に特別裁判所として、少年裁判所（Juvenile Court）、軍法会議（Court Martial）、労働裁判所（Industrial Court）、さらに、イスラム犯罪およびイスラム家族制度を扱うべきシャリア裁判所（Syariah Court）が存在する。

3 マレーシアの消費者保護法制

マレーシアは、元来はイギリスの植民地であった経緯もあり、その法体系は英米法系に属する。連邦制をとるので各州の憲法の他に連邦憲法があるところ、連邦と州との間での立法権限の分担については連邦憲法74条に定められており、主要な立法については連邦が立法すべきものとされている。ただ、不動産や農業・林業に関する立法権限は州に留保されていることは、消費者保護法制を考える際にも留意されるべきであろう。

英米法系の法体系を採るので（特に私法では）判例法主義が採用されているが、マレーシアの裁判所の判決の他に、イギリスの裁判所による判決も（事実上の）影響力を有するようである。制定法として重要なものには、先ず、1956年の民法法（Civil Law Act）があり、同法により、独立当時のイギリス法（判例法も含めて）がマレーシアに通用することとされている。さらに、1950年には契約法（Contracts Act）が成立しているが、これは、契約の有効性や契約違反、さらに、代理についての規定を含んでいる。これに対して、不法行為法については、判例法に頼るところが多い。また、多民族国家であるだけに、特に相続や婚姻などの家族法の領域などでは慣習も重要であり、マレー人、中国人やインド人のそれぞれに通用すべき慣習法が存在し適用されている。

消費者保護に関連する特別法としては、古くは（独立前の）1946年に制定された価格統制法（Price Control Act）、イギリスに倣って立法された1957年の商品売買法（Sale of Goods Act）³⁾、1961年の供給統制法（Control of Supplies Act）、1967年の割賦販売法（Hire-Purchase Act）、1972年の度量法（Weights and Measures Act）、1972年の取引法（Trade Descriptions Act）、さらに、1993年の訪問販売法（Direct Sales Act）がある。もともと、これらの多くは行政的規制であり、純粋に私法と呼べるのは、商品売買法、割賦販売法および訪問販売法位である。

消費者保護団体について述べるなら、前述したようにマレーシアは連邦制をとるので各州における消費者団体が重要な役割を果たしているところ、先ず1969年に、セランゴール消費者協会（Selangor Consumers Association）およびペナン

3) ただしイギリスの商品売買法は1979年に大改正されているが、マレーシアの商品売買法に影響を与えたのは当然ながら改正前の法（1893年）である。

消費者協会 (Consumer Association of Penang) が設立された。特に後者はマレーシア最大の消費者団体として活発な活動を展開しているが、これら各州の消費者団体が集まって、マレーシア消費者協会連合 (Federation of Malaysian Consumer Associations) を組織している。しかし、これ以外にも消費者団体は多く、たとえばマレーシア消費者教育・調査協会 (Education and Research Association for Consumers, Malaysia) や、消費者保護に関心を持つ弁護士の団体である消費者法協会 (Consumer Law Association) 等がある。さらに、マレーシアの消費者団体ではないが、1960年に発足してロンドンに本部を置く国際的な消費者団体である国際消費者機構 (Consumers International) のアジア太平洋事務所 (Regional Office for Asia & the Pacific) もクアラルンプールにあることを付記しておく。

政府においては、国内取引および消費者問題省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs) が消費者行政を扱っており、1973年には消費者保護の為の全国諮問会議 (National Advisory Council for Consumer Protection) が設置された。さらに、価格統制の為の価格情報センター (Price Information Center) があり、また、本稿で紹介する消費者保護法により、消費者問題の為の救済機関である消費者紛争審判所 (Tribunal for Consumer Claims) が設立されたところである (後述)。

4 1999年消費者保護法の概略

前述したように、価格統制法以来マレーシアにも消費者保護の為の法律がないわけではなかったが、しかし、必ずしも充分ではなかったところ、1999年に包括的な内容の消費者保護法が制定された⁴⁾。正式なタイトルは「消費者を保護し、全国消費者諮問会議および消費者苦情審判所を設置し、関連する諸問題を解決する為の法律 (法律599号)」であり、先ず、目次を紹介すると、以下の通りである。

4) このマレーシアの立法動向は、日本でもある程度の注目を集めた。1)に掲げた文献の他に、平塚秀衛「成立間近か マレーシア包括的消費者保護法」消費者法ニュース40号 (1999年)、ハチジャ・ハシム/平塚秀衛「マレーシア消費者保護法の問題点」同42号 (2000年)。

- 第1部 序
- 第2部 誤解しやすい、または、詐欺的な行為、不実の表示、および、不公正な手段
- 第3部 商品およびサービスの安全性
- 第4部 第2部および第3部に関連する違反、免責および救済
- 第5部 商品の供給における保証
- 第6部 商品供給における保証に関する供給者に対する権利
- 第7部 商品供給における保証に関する製造者に対する権利
- 第8部 サービス供給における保証
- 第9部 サービス供給における保証に関する供給者に対する権利
- 第10部 製造物責任
- 第11部 全国消費者諮問会議
- 第12部 消費者苦情審判所
- 第13部 執行
- 第14部 一般規定および補足

第2部では表示が規制され、第3部では安全性に関する規制がされており、これに続く第4部では、これらの規制に違反した場合の制裁（罰金や懲役など）が規定されている。つまり、第2部から第4部までは「表示・安全性規制」として一括できるであろう。第4部では商品に関する「保証」が扱われているが、要するに、商品供給契約では一定の黙示の保証（implied guarantee）がされていると扱うものであり、これは、英米法において契約内容の規制の際によく採られる手法である。そして、この保証に違反した場合に買主に認められるべき権利が第6部（供給者に対する権利）および第7部（製造者に対する権利）で規定されているので、第5部から第7部までを「商品供給契約の規制」としてまとめることができる。同様に、第8部および第9部は「サービス供給契約の規制」であり、第10部は製造物責任法である。以下に、法律全体を簡単に概観しよう。

①適用範囲：同法の適用範囲は第2条に規定されているが、意外に限定的である。

有価証券や先物取引については特別法があるので除外されており（2条2項a

号およびb号)、土地および土地上の権利にも原則として適用されない(同項d号)。さらに、既に存在する制定法により規制されているサービスについても適用されないが(同項e号)、これにより医師による治療は除外されることになるのみならず、これとは別に、健康関連業(healthcare professionals)も適用除外とされている(同項f号)。さらに、電子商取引も適用外である(同項g号)。

- ②表示規制：第2部では表示規制がされるが、この部分はオーストラリアやニュージーランドの法律を参考にして立法されたとのことである⁵⁾。まずは、商品やサービスの性質等について不実または誤解しやすい表示をすることが禁止され(10条)、また、代金についても、誤解しやすい指示を消費者に与えることは許されない(12条)。さらに、(その価格や分量で)供給できるはずのない価格や分量で供給する旨の広告をすることも禁止され(13条)、その意図がないのに景品などを付ける旨の申出も許されない(14条)。そして、何故この条文がこの位置に挿入されているのか筆者には分からないが、継続的なサービス供給契約を解約した場合に業者が要求できる金額(キャンセル料ということであろう)についても規制されている(17条)。

以上の規制を遵守しないと「違反」(offence)⁶⁾となり懲役や罰金などの刑事罰が科されるが(25条)、合理的な理由のある錯誤に基づく違反などについては「免責」(defence)される(27条)。また、本法の実施を担当すべき「監督者」(Controller)等は⁷⁾、違反に対する刑事手続が開始される前なら、違反者に対して、罰金額の半額以下の額を支払って「示談」(compounding)する

-
- 5) 前出1)京大法学部38号126頁。なお、著者のソチ氏は起草者の中心であった。
- 6) offenceは一般的には「(軽)犯罪」と訳されることが多いようであるが(高柳・末延編『英米法辞典』(有斐閣、昭和27年)など)、民事的な不法行為という意味で使われることもある。消費者法の翻訳として「犯罪」は大げさ過ぎるように感じたので、とりあえず規制の不遵守というニュアンスで「違反」と訳すことにしたが、なお検討したい。
- 7) 大臣は、本法の実施の為に、消費者問題の監督者(Controller)を1名、副監督者(Deputy Controller)および補助監督者(Assistant Controller)を適宜指名することになっている(7条1項)。実際に積極的に活動することを期待されているのは主に副監督者であり(同条2項)、補助監督者には本法の違反について調査する権限がある(123条)。

ことを提案できる(146条)。これに応じて違反者が支払をすれば、手続は開始されない(以上から分かるように、「示談」とは約したが、これは被害者との示談ではない)。さらに、違反に対する手続は刑事手続であるが、裁判所は、契約を無効としたり損害賠償を命じたりする(私法的な性格の)「付随的救済」(ancillary relief)を発することもできる(29条)。日本の戦前の付帯私訴に類似する制度であり興味深いが、現地の実務家などに聞いても、実際には余り利用されていないとの事であった。

- ③安全性の規制：第3部では製品やサービスの安全制が規制されるが、これは、オーストラリア、ニュージーランドおよびイギリスの制度を参考にしたものである⁸⁾。商品やサービスに関して行政規則で「安全基準」(the safety standard)を定めることが予定されており(19条)、安全基準を満たさない商品やサービスの供給や広告は禁止される(20条)。これを遵守しないと「違反」として懲役や罰金による刑事罰の対象となるが、ただ、実際には、安全基準は未だ余り制定されていないようである⁹⁾。また、行政庁による安全基準とは別に「一般的安全要件」(General safety requirement)も定められており、商品の使用目的や説明などの事情を考慮して「合理的に安全」なものでなければならないとされているところ(21条)、これに違反したときも刑事罰を受ける。また、このような刑事罰による規制の他に、大臣は、安全でない商品を禁止(prohibition)して、当該商品のリコールや広告の停止、情報公開、さらに、修理・交換や代金の返還を命じることができる(23条)。
- ④契約内容の規制：前述したように、一定の品質などが(明示の特約がなくとも)保証されていると擬制する手法により消費者契約の内容の適正化が図られているが、この部分はニュージーランド法の影響を受けているとのことである¹⁰⁾。まず、消費者に商品を供給する際には、供給者が売却権限を有することが保証されているものとされ(31条)、商品が受領に堪える品質(日本流に言

8) 前出1)京都学園法学38号126頁。

9) 2002年に調査した時点では、玩具について安全基準を制定することを検討中とのことであった。

10) 前出1)京都学園法学38号127頁。

えば「履行として認容して受領できる」程度ということか)を備えている旨の保証があるものとされる(32条)。特定の購入目的が契約されているときには、もちろん、その目的に適する旨の保証も含まれる(33条)。さらに、代金等が確定されていない場合に備えて、「合理的な価格以上の支払義務を負わない」旨の保証も認められる(36条)。理論的には、代金が確定していないなら契約は成立していないとも言えるが、しかし、実際のな便宜を考えて立法されたのであろうか。さらに、修理や部品のスペアの入手が(合理的な期間は)可能である旨の保証もあり(37条)、また、製造者の保証も拘束力を有する(38条)。

以上の保証に反した場合には、消費者は、供給者に対して救済を求める権利(right of redress)を有する(39条)。具体的には修理や交換等であるが(41条)、場合によっては商品を拒絶して代金の返還を求めることもできるし(46条)、また、製造者に対して責任を追及することもできる(52条)。

さらに、サービス供給契約の際にも、合理的な注意および技量によりサービスをする旨の保証(53条)や、サービスの目的が契約されているときには目的に適合する旨の保証(54条)、合理的期間内に完成する旨の保証(55条)および合理的な代金額以上の支払義務を負わない旨の保証(56条)が擬制される。これに反した場合には、修正や代金返還等を求めることができる(60条)。

⑤製造物責任：第10部は製造物責任法であるが、イギリス法の影響を受けていると言う¹¹⁾。欠陥の定義については「人が一般的に期待することができる水準」(つまり通常人基準)が採用され(67条)、製造者のみならず、自分が製造者であると表示した者や輸入者も責任を負う(68条)。これらは比較的良好に見られる立法であり、特に目新しい点はない。

⑥全国消費者諮問会議(National Consumer Advisory Council)：大臣の諮問機関として、全国消費者諮問会議が設置される(73条)。これは、消費者問題を担当すべき大臣秘書官および消費者や供給者等の利益を代表すべき最大16名からなる会議で(74条)、構成員の任期は2年である。

⑦消費者苦情審判所(Tribunal for Consumer Claims)：消費者紛争を解決する為

11) イギリスを通して、ECの製造物責任指令からも間接的に影響を受けていることになる。前出注1)京都学園法学38号127頁。

に、消費者苦情審判所が設立される(85条)。行政庁による審判に執行力を認めるものであるから、日本における海難審判所のようなものであろうか¹²⁾。これは、大臣の指名する議長・副議長および最小5名の構成員(弁護士などが想定されている)により構成されるが(86条)、審判は、それぞれが単独で行う(96条)。なお、審判所は各州にあるが審判員が常駐しているわけではなく、定期的に(原則として月に1回)各審判所を「巡回」するそうである。

苦情が審判所に提出されたときには、(可能なら)先ず和解を試みるが(107条)、和解が適切ではないか不成立となったときには、審理をした上で、金銭の支払や商品供給等を命じる審決をする(117条)。原則として60日以内に審決をしなければならないものとされている(112条1項)。和解調書や審決は、最終的なものとして当事者を拘束し¹³⁾、かつ、治安判事裁判所(Magistrate's Court)の命令として執行される(116条)。しかも、14日以内に審決に従わないと、罰金または懲役等の刑事罰を受ける(117条)。

以上で、消費者保護法の概観を終える。以下にその翻訳を掲げるが、訳の「厳密さ」よりは「読み物」として通読できるように意識したところもある。他方、一応は「条文」の体裁を採っているのだから、それらしい文体を心がけた。

目次

第1部 序

第2部 誤解しやすい、または、詐欺的な行為、不実の表示、および、不公正な手段

第3部 商品およびサービスの安全性

第4部 第2部および第3部に関連する違反、免責および救済

12) Tribunalを「裁判所」とする訳もあるが(前出4)消費者法ニュース42号)、本文で説明したように、行政庁の判断に法的な拘束力を認める制度なので、日本の海難審判所などを参考にして「審判所」と訳すことにした。前出1)の松本論文なども審判所としている。

13) したがって上告することはできないように見える。前出4)消費者法ニュース42号80頁。しかし、例えば(審判所が)権限の範囲を超えた場合などは、上級裁判所の審査に服するものと解釈されている。Wu Min Aun, Consumer Protection Act 1999, 2001., 86.

- 第5部 商品の供給における保証
- 第6部 商品供給における保証に関する供給者に対する権利
- 第7部 商品供給における保証に関する製造者に対する権利
- 第8部 サービス供給における保証
- 第9部 サービス供給における保証に関する供給者に対する権利
- 第10部 製造物責任
- 第11部 全国消費者諮問会議
- 第12部 消費者苦情審判所
- 第13部 執行
- 第14部 一般規定および補足

マレーシア法 法律599号

1999年消費者保護法

消費者を保護し、全国消費者諮問会議 (National Consumer Advisory Council) および消費者苦情審判所 (Tribunal for Consumer Claims) を設置し、関連する諸問題を解決する為の法律

マレーシア議会により、以下のように定められる。

第1部 序

第1条 (略称および施行) (1)本法は、「消費者保護法 (1999年)」と引用できる。
(2)本法は、大臣が指定し官報で周知される日に発効する、大臣は、本法の異なる部分につき、異なる日を指定することができる。

第2条 (適用範囲) (1)本法は、次項に掲げる場合を除き、一人または複数の消費者に申出または供給されるすべての商品またはサービスについて適用される。
(2)本法は、以下のものには適用されない、

- (a)証券取引法 (1983年法律280号) における有価証券;
- (b)先物取引法 (1993年法律499号) における先物取引契約;

- (c)本法施行前に締結された契約；
 - (d)土地および土地上の権利、ただし、本法に明示の規定がある場合は除く；
 - (e)制定法により規制されている業者によるサービス；
 - (f)健康関連業者または施設 (healthcare professionals or healthcare facilities) により提供された、または、提供されるべきサービス；
 - (g)電子商取引、ただし、大臣が特別の規制をする場合は除く。
- (3)第1項および前項にかかわらず、本法は、第103条が規制するすべての問題に適用されうる。
- (4)本法は、補充的に適用されるべきであり、契約関係を規制する他の法律を排除しない。

第3条 (解釈) (1)本法においては、特別の事情がない限り、以下のように解釈される、

「受領」(acquiring) とは、

- (a)商品については、売買、交換、借地 (借家)、賃貸および割賦販売によって商品を手入する場合を含む；
- (b)サービスについては、どのような方法であれサービスを受ける場合を含む、また、「受領する」(acquire) および「受領」(acquisition) も同様に解釈されるものとする；

「広告」(advertisement) とは、あらゆる形での広告を含み、口頭もしくは書面による言語等の記述や音声を伴っているか (言語等の記述や音声に) 関連付けられているか否かにかかわらず、さらに、出版されたか否かを問わない、そして、以下の広告を含む、

- (a)告知内容の掲示による広告；
- (b)カタログ、価格表、チラシ、ラベル、商品札他の文書や方法による広告；
- (c)フィルム、図版または写真の展示による広告；または、
- (d)ラジオ、テレビ、電子通信または同様の手段による広告；

「営業」(business) とは、利益や報酬と引換であるか否かにかかわらず (商品の供給やサービスの提供などを) 引き受けることであり、また、代価を受け取るか否かにかかわらず商品やサービスが受領されたり供給されたりする過程を

言う；

「消費者」(consumer)とは、以下のような個人を言う、すなわち、

- (a)通常なら個人または家庭内で使用または消費される商品やサービスを受領する者；かつ、
- (b)主として以下の目的で商品やサービスを受領または使用しない者、または、(以下の目的で)商品やサービスを受領または使用する意図のない者、
 - (i)それら(商品やサービス)を取引として再供給する目的
 - (ii)それら(商品やサービス)を(他の商品の)製造過程において消費する目的
 - (iii)(サービスではなく)商品については、取引として、修理をしたり他の商品に付属させたり土地上に定着物を設置する目的

「監督者」(Controller)、「副監督者」(Deputy Controller)および「補助監督者」(Assistant Controller)とは、第7条により指名された者を言う；

「会議」(Council)または「全国消費者諮問会議」(National Consumer Advisory Council)とは、第73条により設置された会議を言う；

「クレジット合意」(credit instrument)とは、口頭または書面にかかわらず、請求に基づき、または、将来の一定(一つまたは複数の)時期に一定額の金額(1回または複数回)を支払う義務を承認する合意を言う；

「商品」(goods)とは、主として個人または家庭の為に、購入、使用または消費される商品を意味し、以下の物を含む、

- (a)不動産または動産に付属または組み入れられた商品；
- (b)動物(魚も含む)；
- (c)船舶および乗り物；
- (d)(電気・ガス等の)利用設備；
- (e)樹木、植物および作物(土地に定着していると否かにかかわりない)、しかし、有価証券、株式、債権や金銭を含む無体の権利(choses in action)は含まれない；

「健康関連施設」(healthcare facility)とは、(一人または複数の)公衆が健康関連サービスを受けることができる施設を言う；

「健康関連業者」(healthcare professional) とは、開業医、歯科開業医、薬剤師、医療心理学者、看護婦、助産婦、医療補助者、心理療法士、セラピストなどの健康関連業者、および、医療、健康、歯科、製薬などの健康関連サービスに従事する者を言う；

「健康関連サービス」(healthcare services) は、以下のものを含む、

- (a)医療、歯科、看護、助産、健康関連、調剤もしくは救急サービス、および、健康関連業者によるすべてのサービス；
- (b)健康関連サービスの為の設備；
- (c)精神または身体の疾患、傷害または機能不全がある（または機能不全の虞がある）者を検査、診断または治療する為のサービス；
- (d)健康の為の予防または促進のサービス；
- (e)準健康関連業者によるサービス；
- (f)機械、設備、装置または道具などの医療技術の適用により、身体の異常な状態を治癒したり軽減したりするサービス；または、
- (g)（これらに）代替的な伝統的医療サービスを含む、健康に関係するすべてのサービス；

「製造者」(manufacturer) とは、商品の組立、製造または加工の営業する者を指し、以下の者を含む、

- (a)公衆に対して、商品の製造者であると主張する者；
- (b)商品に自分の商標や標識を付けた者、または、自分の商標や標識を付けることに同意した者；および、
- (c)商品がマレーシア外で製造され、その外国製造者がマレーシア内に営業所を有しない場合には、その商品を輸入または販売した者；

「施設」(premises) とは、恒久的か一時的かにかかわらず、場所、建物または乗物を言う；

「規制される」(prescribed) とは、本法または本法に基づく規則により規制されることを指し、規制の態様が言及されない限りは、官報に発表される（その時々）規則により規制されることを言う；

「代金」(price) とは、直接または間接のあらゆる対価を指し、他の事柄や物

に関連しているように見えても、実質的には（その）品やサービスの受領や供給に関連付けられているすべての対価を含む；

「公表」(publication)とは、いかなる方法であれ（全部または一部の）公衆に対する広告を含み、「公表する」(publish)も同様に解釈される；

「記録」(record)とは、会計簿、通帳、証票、領収書、通信その他の文書を含み、その記録の形態（書面、電子的情報、写真など）を問わない、しかし、患者の医療記録は含まれない；

「規則」(regulations)とは、本法に基づいて制定された規則を言う；

「担保」(security)とは、すべての（物的な）負担および（不動産）担保を言う；

「サービス」(services)とは、契約により許与、承認または譲渡された（されるべき）あらゆる権利、利益、特権または能力を含むが、商品の供給やサービス提供契約に基づく仕事の履行（サービスの提供）による権利、利益や特権は含まれない；

「子会社」(subsidiary)は、1965年会社法（法律125号）の定義と同じ意味である；

「供給者」(supplier)とは、取引として以下の行為を行う者を言う、

- (a) 売買、交換、借地（借家）、賃貸および割賦販売契約に基づいて、契約相手方への商品の所有権の移転または（商品の）引渡により、消費者に商品を供給する者；または、
- (b) サービスを消費者に提供する者、そして、以下の者を含む、
 - (i) 法の承認または執行により（供給者の）権利が移転する場合には、その時（権利移転の時）にその（移転する）権利を認められていた者；
 - (ii) 消費者に供給した商品を担保に信用を与えた融資者、ただし、商品の代金（全部または一部）がその融資により支払われることとされ、その融資が、取引として商品を供給した者によって与えられたとき；
 - (iii) 融資者が商品を消費者に供給できるように、融資者に、取引として（特定または同種の）商品を譲渡または調達する者；および、
 - (iv) 自分の取引として供給している場合ではなくとも、取引として、代理人と

して行動する者；

「供給する」(supply)とは、

(a)商品については、売買、交換、借地(借家)、賃貸または割賦販売により、供給または再供給することを意味する；

(b)サービスについては、与え、認め、譲渡することを意味する；

「本法」(this Act)とは、本法に基づく補充的な立法も含む；

「取引」(trade)とは、商品やサービスの供給や受領に関する、すべての取引、営業、産業、専門業、職業および商業的活動を意味する；

「審判所」(Tribunal)とは、第85条に基づいて設置される消費者苦情審判所を意味する。

(2)本法において、

(a)ある行為をする、とは、ある行動または(ある行動の)拒絶を意味するものとし、以下のものも含む、

(i)ある行動をすることを怠ること

(ii)ある行動がされるであろうこと、または、(場合により)されないであろうことを表明すること；

(b)商品の受領とは、商品の供給に伴い、財産や(財産上の)権利を受領することを含む；

(c)商品やサービスの供給および受領とは、商品やサービスを供給したり受領したりする合意も含む；

(d)商品の供給や受領とは、他の商品やサービスと共に(その)商品を供給したり受領したりすることを含む；

(e)サービスの供給や受領とは、他の商品やサービスと共にサービスを供給したり受領したりすることを含む；

(f)ある者から入手した商品を再供給するとは、以下の場合を含む、

(i)異なった形や条件で他の者に商品を供給する場合；および、

(ii)入手した商品を組み入れた他の商品を他の者に供給する場合。

(3)本法において、保証が適用される時を決定すべき必要があるときには、

(a)商品については、消費者が商品を占有する権利を取得した時に供給されたも

のとし；

(b)サービスについては、サービスが与えられ認められ譲渡された時に供給されたものとする。

(4)本法の適用の際には、誰の名においてであれ、引受、確言または表示されたときには、それが明示の保証と同じか実質的には同じ効果を有するなら、明示の保証と見なされる。

第4条（法の選択の回避） 外国法を適用すべき契約条項が存在しても、条項を挿入した当事者が本法の実行を妨げる目的で挿入したと（裁判所が）判断するときには、その条項にもかかわらず、本法が適用される。

第5条（その他の関連する規制による制約） 本法は、以下の法を排除または制限するものではないし、また、その（以下の法の）援用を妨げるものでもない、

(a)供給者に、本法による義務よりもさらに厳格な義務を負わせる制定法；

(b)商品やサービスを供給する契約に、本法とは矛盾しない契約条項を挿入する制定法；

(c)雇用契約や見習契約に適用されるべき制定法；

(d)供給者と顧客との書面による契約条項で、

(i)本法による義務よりもさらに厳格な義務を供給者に負わせるもの；または、

(ii)本法による救済よりもさらに消費者に有利な救済を与えるもの。

第6条（強行法規性） (1)本法の規定は、契約に（本法を）排除する旨の条項があっても、適用される。

(2)本法の規定の適用を契約により回避しようとする供給者や製造者は、違反（offence）を犯したものとされる。

(3)第1項は、本法による請求をする消費者が、（本法による）請求に関して、解決または譲歩の合意をすることを妨げない。

第7条（監督者、副監督者および補助監督者などの指名） (1)大臣は、公務員（public officer）の中から、消費者問題の監督者を1名、消費者問題の副監督者および補助監督者などを本法の実施に必要な人数、指名することができる。

(2)監督者は、大臣の一般的指揮および監督のもとに、本法に基づく職責や職務を果たし、本法に基づく権限を行使しなければならない。

- (3)第1項により指名された副監督者および補助監督者などは、監督者の指揮および監督の下に置かれる。
- (4)副監督者は、本法に基づく監督者の職責や職務を果たし、本法に基づいて、監督者に与えられる権限を行為することができる。
- (5)本条に基づいて指名されるすべての職員は、刑法（法律574条）における公務員（public servants）であると見なされる。

第2部 誤解しやすい、または、詐欺的な行為、不実の表示、および、不公正な手段

第8条（解釈） 第2部において、

- (a)行為、表示や手段が「不実」(false)、「誤解しやすい」(misreading)または「詐欺的」(deceptive)であるとは、消費者を錯誤に陥らせる可能性がある行為、表示や手段を含む；そして、
- (b)商品やサービスの「価格」(price)とは、第3条における「価格」の一般的な定義に加え、かつ、それ（第3条での定義）と矛盾しない限りで、以下のものをも意味する、
 - (i)商品やサービスに対して、または、それ（商品やサービス）に関連して、消費者が支払うように要求された金額の総額；または
 - (ii)総額を定める為に用いられるべき、または、用いられた方法、ただし、第12条3項および4項の場合を除く。

第9条（誤解しやすい行為） 何人も、以下の行為をしてはならない、

- (a)商品については、商品の性質、製造過程、性格、ある目的への適合性および品質に関して、公衆を誤解させ、もしくは、騙す行為、または、誤解や詐欺の可能性のある行為；または、
- (b)サービスについては、サービスの性質、性格、ある目的への適合性および品質に関して、公衆を誤解させ、もしくは、騙す行為、または、誤解や詐欺の可能性のある行為。

第10条（不実または誤解しやすい表示） (1)何人も、以下のような不実または誤解しやすい表示をしてはならない、

- (a)商品が、特定の種類、標準、品質、品等、数量、構成、スタイルやモデルである旨の表示；
- (b)商品に、特定の来歴、または、特定の（以前の）使用があった旨の表示；
- (c)サービスが、特定の種類、標準、品質または数量である旨の表示；
- (d)サービスが、特定の者により供給される旨、または、特定の職業、素質または技術を有する者により供給される旨の表示；
- (e)特定の者が、商品やサービスの受領に合意した旨の表示；
- (f)商品が新品である旨、または、再調整された旨の表示；
- (g)商品が、特定の時期に製造、制作、加工または再調整された旨の表示；
- (h)商品やサービスに関して、ある者がスポンサーとなっている旨、ある者の賛同がある旨、ある者の保証がある旨、ある使用上の価値がある旨、ある付属品が付いている旨、ある効用を有する旨、または、ある利益が得られる旨の表示；
- (i)その者（表示者）に関して、ある者がスポンサーとなっている旨、ある者の賛同がある旨、ある者の保証がある旨、または、ある者との提携関係がある旨の表示；
- (j)商品やサービスの必要性に関する表示；
- (k)条件、保証、権利または救済の存在、排除または効果に関する表示；または、
- (l)商品の出所に関する表示。

(2)本条において、「数量」(quantity)とは、長さ、幅、高さ、面積、容量、能力、重さおよび数を含む。

第11条（土地に関する不実な表示その他の誤解しやすい行為）(1)何人も、土地に関する権利の（現在または将来の）売買や許与に関して、または、土地に関する権利の売買や許与のいかなる勧誘に関しても、以下の表示をしてはならない、

- (a)ある者に、ある者がスポンサーとなっている旨、ある者の賛同がある旨、ある者の保証がある旨、または、ある者との提携関係がある旨の不実な表示；
または、
- (b)以下の点についての不実または誤解しやすい表示：

- (i)土地に関する権利の性質；
- (ii)土地に支払われるべき代金；
- (iii)土地の所在地；
- (iv)土地の性質；
- (v)土地が事実上または法律上適している使用目的；
- (vi)土地上の設備の存在または使用可能性。

(2)本条において、土地の「権利」とは、土地に関する登記された（または登記可能な）権利であり、以下のものを含む、

- (a)土地または建物を所有する会社の持分や（そのような会社の）持分を購入する契約から生じる、土地または土地上の建物（全部または一部）を利用する権利；または、
- (b)土地を支配する、または、土地に関する権利、権限または特権。

(3)本条は、1966年宅地建物開発業者（監督および許可）法（法律118号）における宅地施設には適用されない、ただし、第103条のときはこの限りではない。

第12条（代金に関する誤解しやすい指示）(1)以下の場合には、違反を犯したことになる、

- (a)商品やサービスの代金について誤解しやすい指示を消費者に与えた場合；または、
- (b)商品やサービスの代金について消費者に与えた指示が誤解しやすいものとなったにもかかわらず、消費者が指示を信頼しないような合理的な手段を講じることを怠った場合。

(2)前条の適用に際しては、以下の事情は考慮されない、

- (a)指示をした者が、自分の為に行為をしたのか他人の為に行為をしたのか；
- (b)指示をした者が、商品やサービスを供給する者であるか否か、または、（商品やサービスの供給者と）同種の者であるか否か；
- (c)指示を受けたすべての消費者にとって誤解しやすい（または誤解しやすくなった）のか、指示の受けた者のうち一部にとってのみ誤解しやすい（または誤解しやすくなった）のか。

(3)本条の適用に際しては、（代金等に関する）指示の内容が、または、指示もし

くは（指示の）欠落の為に消費者が合理的に推論する内容が、以下のどれかに該当する場合には、消費者に与えられた代金または代金決定の方法に関する指示は、誤解しやすいものとされる：

- (a)代金や（代金決定の）方法が、実際と異なっている場合；
 - (b)代金や（代金決定の）方法が実際にはある事実や状況に左右されるにもかかわらず、代金や（代金決定の）方法がそれに左右されないで適用される旨指示されている場合；
 - (c)実際には追加料金がかかる事情について、代金が（この事情を）含んでいるか（代金決定の）方法が（この事情を）考慮に入れている旨指示されている場合；
 - (d)実際には期待していなかった者が、以下のような期待を持つ場合、
 - (i)代金が増額されたり減額されたりすること、ただし、これ（増額または減額）が特定の時期や特定の分量に関係するか否かを問わない；
 - (ii)代金（または増額や減額された代金）が維持されること、ただし、これが特定の期間に関係するか否かを問わない；
 - (iii)（代金決定の）方法が変更されること、ただし、これ（変更）が特定の時期や特定の分量に関係するか否かを問わない；
 - (iv)（代金決定の）方法（または変更された代金決定方法）が維持されること、ただし、これが特定の期間に関係するか否かを問わない；
 - (e)指示に記述（または暗示）された重要な比較の有効性について、消費者が合理的に（その有効性を）判断する為の拠り所となる事実や状況が、実際とは異なっている場合。
- (4)前項e号の適用に際しては、代金または代金決定の方法に関する比較は、当該代金や（代金決定の）方法、または、その（代金決定の）方法により決定された（または決定され得る）価格と、以下の価格や（代金決定の）方法とで比較された場合には、重要な比較であるとする、
- (a)対象となった商品やサービス（または他の商品やサービス）に（現在または将来）付けられた、または、付けられ得ると記述（または暗示）された代金や価値；または、

(b)対象となった商品やサービス（または他の商品やサービス）に（現在または将来）適用された、または、適用され得ると記述（または暗示）された（代金決定の）方法。

第13条（不当勧誘となる広告）(1)何人も、以下の場合には、ある特定代金で、商品やサービスを供給する旨の広告をしてはならない、

(a)その者が営業している市場の性質および広告の性質から判断して、合理的な価格や分量で供給する旨の申込をする意図がない場合；または、

(b)前述のような価格や分量で供給できると信じるだけの合理的な理由がない場合。

(2)消費者に対する商品やサービスの申込が前項に従っていない旨の訴追において、訴追された者は、以下の事実を証明したときには免責（defence）される、

(a)合理的な期間内に、消費者に対して、広告された種類の商品やサービスを、合理的な分量だけ広告価格で供給する（もしくは供給者に調達する）ことを申し出た場合、または、消費者が申込を承諾した後においては、そのように（合理的な分量を広告価格で）供給した（もしくは供給者に調達した）場合；または、

(b)即時に消費者に対して、もしくは、合理的な期間内に消費者に供給する者に対して、（広告された商品やサービスと）同等の商品やサービスを、合理的な分量だけ広告価格で供給する（もしくは供給者に調達する）ことを申し出た場合、または、消費者が申込を承諾した後においては、そのように（合理的な分量を広告価格で）同等の商品やサービスを供給した場合。

第14条（景品、賞品、無料の付属品など）(1)何人も、景品、賞品その他の無料の付属物を、

(a)供給する意図がないのに；または、

(b)申し出たようには供給する意図がないのに、

申し出てはならない。

(2)商品やサービスの購入に際して景品、賞品その他の無料の付属物を申し出た場合には、その他の商品やサービスの購入に付随しているときであると否とにかかわらず、何人も、

- (a)購入される商品やサービスの通常の代金以上を請求してはならない；または、
 - (b)購入される商品やサービスの品質や分量を減じてはならない。
- (3)景品、賞品その他の無料の付属物を申し出る者は、申出に合理的な条件を付けることができる。
- (4) (前項の) 条件を付ける者は、
- (a)条件を明瞭に述べなければならない；
 - (b)条件の記述が、「無料」(free) または「無料の申出」(free offer) という表現の側に明瞭に位置されていなければならない；かつ、
 - (c)条件の記述の活字の大きさが、「無料」または「無料の申出」という表現に用いられた活字の大きさの少なくとも半分以上でなければならない。
- (5)本条の適用に際しては、
- 「無料」または「無料の申出」は、同様の意味内容の表現を含む；
 - 「通常の代金」(regular price) は、同様の商品やサービスが市場で通常取引されている代金を意味する。

第15条 (限定商品である旨の主張) (1)何人も、消費者に対して商品の供給または供給の申出をする際に、商品 (の供給量) が限定されている旨述べてはならない、ただし、以下の場合を除く、

- (a)商品の発行、印刷、鑄造、作成および製造が、あらかじめ定まっている最大供給量に限定されている場合；または、
 - (b) (商品の発行などが) 特定かつ合理的な短期間内の実際の注文や申込に限定されている場合。
- (2)商品が限定されている旨の主張は、以下のことを明瞭に述べなければならない、
- (a)売買の為に申出された商品の最大供給量；および、
 - (b)商品が売買の為に申し出られる特定の時期または日付。
- (3)前項により要求される記述は、(限定商品である旨の) 主張の側に明瞭に位置されなければならない。

第16条 (供給する意図がないのに支払を請求または受領すること) 何人も、以下の場合には、商品やサービスに対して、支払その他の対価を請求または受領してはならない、

- (a)請求や受領の時に、商品やサービスを供給する意図がない場合；
- (b)請求や受領の時に、支払その他の対価が請求または受領された商品やサービスとは実質的に異なった商品やサービスを供給する意図であった場合；または、
- (c)請求や受領の時に、特定または合理的な期間内に商品やサービスを供給できると信じるべき合理的な理由がない場合。

第17条（継続的サービス供給契約）(1)本条の適用において、「継続的サービス供給契約」(future services contract)とは、継続的な基礎に基づいて消費者サービスを供給する契約で、(その時々)に大臣が指定したものを言う。

- (2)消費者が継続的サービス供給契約を解約したときは、供給者は、以下の額を請求することができる、
 - (a)契約代金全額の5パーセント；
 - (b)消費者が消費または保持している商品の代金；または、
 - (c)契約代金全額の内、消費者が受領したサービスに相当する部分。
- (3)前項 a 号、b 号または c 号により供給者が受領できる額を超える金額を消費者が支払ったときは、供給者は、解約後14日以内に、超過額を返還または提供しなければならない。
- (4)継続的サービス供給契約の解約は、以下の時に効力を生じる、
 - (a)解約が供給者に伝達された時；または、
 - (b)供給者に（解約を）伝達することが実際的ではない場合には、消費者が、当該状況において合理的な方法で、供給者に対して、継続的サービス供給契約を解約する意思を表示した時。
- (5)次項の場合を除き、継続的サービス供給契約の解約は、契約を解約する旨の消費者の意思を示す言語、行為または（言語と行為の）双方により伝達することができ、解約する旨の意思が明瞭である限り、特定の文言を使用することは必要ではない。
- (6)供給者に（解約を）伝達することが実際的である場合において、（継続的サービス契約の）明示の条項が書面による解約を要求しているときには、前項は、これ（その条項）に服する。

第18条 (広告による責任の推定) 広告の中で商品やサービスに関する行為や表示がされたり公表されたりしたときには、反対の証明がされない限り、その広告は、以下の者がしたものと推定される、

- (a)その商品やサービスを供給する旨を直接または間接に主張した者；
- (b)その者の為に（その名で）広告がされた者；または、
- (c)上記の両者。

第3部 商品およびサービスの安全性

第19条 (安全基準) (1)大臣は、以下のものに関して、安全基準 (the safety standard) を規則で定めることができる、

- (a)ある商品、または、ある種類の商品
- (b)あるサービス、または、ある種類のサービス

また、大臣は、異なった商品やサービス、または、異なった種類の商品やサービスについて、それぞれ異なった安全基準を定めることもできる。

(2)商品に関する安全基準は、以下の一つまたはすべてを扱うことができる、

- (a)商品の性能、構成、内容、製造、加工、意匠、構造、仕上げ、または、包装
- (b)製造や加工の際、または、(製造や加工の)後の商品の試験
- (c)商品に付属する標識、警告または説明の形式および内容

(3)第1項の適用に際して、大臣は、監督者の推薦および監督官庁との協議に基づき、

- (a)監督官庁が使用している安全基準の全体または一部を採用することができる；または
- (b)当該分野の専門家の助言を求めることができる。

(4)第1項による安全基準が存在しないときには、商品やサービスの供給または供給の申出をする者は、商品やサービスの性質を考慮して、合理的な消費者が期待する合理的な安全基準を採用して遵守しなければならない。

(5)本条において、「監督官庁」とは、商品またはサービスの安全基準を定め、または、定める権限を有する個人、団体または省庁を意味する。

(6)第3部は、健康関連商品や食品には適用されない。

(7)第3部の適用に際して、「健康関連商品」とは、健康関連サービスの提供において使用、提供もしくは処方され、または、それ（使用、提供もしくは処方）が予定されるすべての商品を意味する。

第20条（安全基準の遵守） 何人も、前条により定められた安全基準を満たさない商品やサービスの供給、供給の申出または広告をしてはならない。

第21条（商品の一般的な安全要件） 前条に加え、かつ、前条と矛盾しない限りで、何人も、以下の各号を含むすべての事情を考慮して合理的な安全性を有しない商品の供給、供給の申出または広告をしてはならない、

(a)商品の流通の態様および目的；

(b)商品の体裁；

(c)商品に関する標識の使用；および

(d)商品の保管、使用または消費に関する説明や警告。

第22条（免責（defence）） (1)商品やサービスは、以下の証明がされたときは、第20条または前条（いずれかまたは双方）の要求を満たさないと見なされない、

(a)制定法による要求を遵守する為に（第20条または前条の）要求を満たせないこと；または、

(b)第20条または前条による要求を超える安全性を達成することに失敗したこと。

(2)第3部による違反を追及する手続においては、追及されている当事者が、商品やサービスの供給、供給の申出や合意、または、供給の為の展示や占有をした時に、

(a)商品やサービスが第20条または前条（いずれかまたは双方）の要求を満たさないことを知らず；かつ、

(b)知るべき合理的な理由もない、

ことを証明したときには、免責される。

(3)前項は、製造者には適用されない。

第23条（安全でない商品の禁止（prohibition）） (1)ある商品（もしくはある種類の商品）が人または財産を害する（もしくは害する可能性がある）など安全でないときには、大臣は、監督者の推奨に基づき、官報に掲載される命令により、ある商品（またはある種類の商品）を禁止すると宣言することができる。

- (2)前項による命令は、命令が定める方法および期間内に以下の一つまたは全部を（供給者の負担により）実行することを、供給者に求めることができる、
- (a)禁止された商品のリコール；
 - (b)禁止された商品の供給または供給の申出の停止；
 - (c)禁止された商品の広告の停止；
 - (d)以下の情報の公衆への開示
 - (i)禁止された商品の安全でない特性
 - (ii)禁止された商品が安全でなくなる状況
 - (iii)禁止された商品または禁止された商品の使用に関するその他の特定の事項；
 - (e)禁止された商品の修理または交換；
 - (f)禁止された商品が供給された者に対する、（禁止された商品に対して）支払った代金もしくは対価相当額または（受領者が禁止された商品を使用したときには）使用を考慮して合理的な減額をした額の返還。
- (3)第1項による命令が発されたときには、監督者は、供給者に対する通知により、命令による措置（ひとつまたは全部）を供給者が取ることを求めることができる。
- (4)前項の通知は、供給者に対して直接にされる必要はなく、通知が明瞭で合理的であるなら、監督者が妥当と考える公衆ニュース・メディアによる通知をも含む一般的な方法によることができる。
- (5)供給者は、本条による命令および通知による要求のすべてを遵守しなければならない。
- (6)以上に加え、また、以上と矛盾しない限りで、第1項による命令が効力を発したときには、
- (a)何人も、禁止された商品の供給、供給の申出または広告をしてはならない；
かつ、
 - (b)いかなる供給者も、
 - (i)命令が、禁止された商品の欠陥または危険を特定しているときには、命令が言及する種類の商品で、その欠陥や危険を有するものを供給してはなら

ない；または、

- (ii)その他の場合には（命令が、禁止された商品の欠陥または危険を特定していない場合には）、命令が言及する種類の商品を供給してはならない。

第24条（商品やサービスの輸入の禁止） 第3部の規定に適合しない商品やサービス、または、（第3部の規定に適合しない）種類の商品やサービスの輸入は禁止される。

第4部 第2部および第3部に関連する違反（offence）、免責（defence）および救済（remedy）

第25条（第2部および第3部の不遵守による違反） (1)第2部および第3部の規定を遵守しない者は、違反を犯したことになり、判決によって以下の責任を負う、

- (a)違反者が法人であるときは、25万リングット以下の罰金、ただし、2回目以降の違反については、50万リングット以下の罰金；
(b)違反者が法人ではないときは、1万リングット以下の罰金、3年以下の懲役または（罰金および懲役の）双方、ただし2回目以降の違反については、25万リングット以下の罰金、6年以下の懲役または（罰金および懲役）の双方。
(2)違反が継続するときには、前項の制裁に加え、違反者に、判決後さらに違反が継続する期間の全部または一部について一日1000リングット以下の罰金を科することができる。

第26条（他人の行為または過失による違反） 第2部または第3部の違反が他人の行為または過失に基づくときには、第1の者（違反者本人）に対する手続が取られていると否にかかわらず、その者（違反を惹起した者）は、違反を犯した者とみなされ、違反を追及されて判決を受けることがある。

第27条（錯誤、事故などによる免責） 第25条による違反の追及手続において、追及されている当事者は、以下の証明をしたときは免責される、

- (a)不遵守が、
(i)合理的な理由のある錯誤に基づくこと；
(ii)提供された情報を合理的に信頼したこと；

- (iii)他人の行為または過失に基づくこと；
 - (iv)事故によること；または、
 - (v)自分のコントロールを超えた原因によること；かつ、
- (b)合理的な注意をしており、自分自身または自分のコントロールの下にある者による（第2部や第3部の）不遵守を避ける為に適当な処置をすべてしていたこと。

第28条（広告を善意で掲載したことによる免責） 広告の掲載によって第25条の違反が犯された場合、違反の追及手続において、追及されている当事者は、以下の証明をしたときは免責される、

- (a)自分の営業が、出版または広告出版の仲介であること；および、
- (b)広告または広告中の情報を、通常の営業過程によって入手したこと；および、
- (c)広告を掲載することが第25条の違反となることを知らず、また、（違反になると）疑うべき理由がなかったこと。

第29条（付随的救済（ancillary relief）を認める裁判所の権限） (1)ある者が以下の行為により損失や損害を被ったとき、または、被る虞があるときには、（その者が手続の当事者であるか否かにかかわらず）第4部による手続において、または、その者の申請により、裁判所は、次項に掲げる命令（いずれかまたは全部）を発することができる、ただし、その他の救済をすることを妨げない、

- (a)第2部または第3部の規定の不遵守；
- (b)（第2部または第3部の規定の）不遵守の幫助、教唆、助言または誘導；
- (c)強迫や約束等による（第2部または第3部の規定の）不遵守の惹起；
- (d)直接または間接を問わず（第2部または第3部の規定の）不遵守への意図的な関与または参加；または、
- (e)他の者との（第2部または第3部の規定の）不遵守の共謀。

(2)本条の適用に際して、裁判所は、以下の命令を発することができる、

- (a)契約の（以下の部分を）無効とする命令、
 - (i)損失や損害を被ったか被る虞がある当事者と、前条の行為に係わった当事者との間の契約の全部または一部、
 - (ii)（前号の）契約に付随する合意の全部または一部、

また、裁判所が適当と認めるときには、遡及的に、または、命令により特定される（命令以前の）時以降について、（契約を）無効とすることもできる；

(b)命令により特定される態様で契約や合意を変更する命令、また、裁判所が適当と認めるときには、契約や合意が既に変更されているという効果を命令に与えることもできるし、命令によって特定される（命令以前の）時以降において（契約や合意が）変更されているという効果を与えることもできる；

(c)第1項の行為に係わった当事者に対する以下の命令、

(i)損失や損害を被ったか被る虞がある当事者に対する金銭や財産の返還；

(ii)（損失や損害を被ったか被る虞がある当事者に対する）損失や損害の相当額の支払；

(iii)その者（第1条の行為に係わった当事者）の負担による（その者が供給した）商品の修理または交換；

(iv)その者の負担による特定のサービスの供給。

(3)前項 a 号または b 号による命令は、第4部による手続の開始や維持を妨げない。

(4)ある者に対する命令が本条により申請される場合には、第25条による違反の追及手続でその者（命令の対象となる者）が第1項の行為に係わったと認定されたときは、その（第25条の）手続における事実認定は（命令の申請手続においても）その事実（第1項に掲げる行為に係わった事実）の一応の証明（prima facie）となり、かつ、（第25条の手続において事実認定がされたことは）事実認定をした裁判所の捺印のある文書の提出により証明することができる。

第5部 商品の供給における保証

第30条（適用） 第5部による黙示の保証は、商品がサービスと関連して供給されると否とにかかわらず、適用される。

第31条（権限に関する黙示の保証） (1)商品が消費者に供給されるときには、以下の保証がされているものとする、ただし、第5項のときはこの限りでない、

(a)商品を売却する権限が供給者にあること；

(b)開示されていない担保権の負担が（商品に）ないこと；および、

- (c)消費者が商品を平穩に占有する権利があること、ただし、その権利が以下により変更されている場合を除く、
- (i)1967年割賦販売法（法律212号）における割賦販売の合意による供給条件；
 - (ii)開示されている担保権；または、
 - (iii)供給合意の条件。
- (2)前項 c 号の(ii)または(iii)が適用されるときには、供給者は、先ず口頭で、消費者に、商品を平穩に占有する権利がどのように変更されるかを助言しなければならない。
- (3)前項による供給者の助言は、合理的な消費者が、変更の一般的な性質および効果を理解するのに充分でなければならない。
- (4)第2項による口頭の助言を消費者が受けたときには、
- (a)供給者は、消費者に、担保権設定または供給合意の書面、または、消費者に説明した変更部分を規定した書面を交付しなければならない；かつ、
 - (b)消費者は、その（a号の書面の）受領を書面によって確認しなければならない。
- (5)商品が賃貸されたにすぎないときは、
- (a)第1項 a 号および b 号は適用されない；かつ、
 - (b)第1項 c 号は、商品を平穩に占有する権利を賃貸の期間内のみ与えればよい。
- (6)本条の適用に際して、
- 「売却する権限」とは、所有権が移転すべき時において、商品の所有権を消費者に譲渡する権限を意味し、
- 「開示されていない担保権」とは、
- (a)消費者が供給に合意する前に消費者に対して書面により開示されていない；かつ、
 - (b)消費者の同意または合意により設定されたものではない担保権を意味する。

第32条（受領できる品質であることの黙示の保証）（1）商品が消費者に供給されるときには、商品が受領できる（受領に値する）品質であることが保証されて

いるものとする。

(2)前項の適用において、以下のときには、商品は、受領できる品質であるものとする、

(a)商品が、

(i)その種の商品が通常供給される目的すべてに適しているとき；

(ii)外形および仕上がりを受領できる品質であるとき；

(iii)細かい欠陥もないとき；

(iv)安全であるとき；かつ、

(v)耐久性があるとき；かつ、

(b)商品の（隠れた欠陥を含めた）状態や状況を熟知している合理的な消費者なら、以下を考慮して、商品を受領できると判断するであろうとき、

(i)商品の性質；

(ii)価格；

(iii)商品の包装やラベルにおける商品についての記述；

(iv)供給者や製造者が商品について述べた陳述；および、

(v)その他の商品供給の際の事情。

(3)供給の前に、商品の欠陥を特定して消費者に対して注意が喚起されたときには、その欠陥のみを理由として、受領できる品質に関する黙示の保証に反したものはされない。

(4)商品が売買または賃貸の為に展示されたときには、ある欠陥が、前項の適用において特別に消費者の注意を喚起したと扱われる為には、（その欠陥が）商品とともに展示された書面により開示されなければならない。

(5)以下のときには、商品は、黙示の保証に反したものはされない、

(a)合理的な消費者が商品に期待する使用態様や程度に合わないような態様や程度で商品が使用されたとき；かつ、

(b)そのような（前号のような）態様や程度で使用しなければ、商品が、受領できる品質であることの黙示の保証に適合したであろうとき。

(6)第3項および第4項における欠陥の指摘とは、商品が、受領できる品質であることの黙示の保証に反することの指摘である。

第33条（特定の目的に適することの黙示の保証）(1)商品が消費者に供給された場合には、以下の保証がされているものとする、ただし、次項のときはこの限りでない、：

- (a)消費者が供給者に対して（明示または黙示に）商品購入の目的として表示した特定の目的に、商品が合理的に適すること；かつ、
 - (b)供給者が（商品が）適すると表示した特定の目的に適すること。
- (2)前項による黙示の保証は、以下の事情があるときには適用されない、
- (a)消費者が、供給者の技術や判断を信頼していないとき；または、
 - (b)消費者が、供給者の技術や判断を信頼することが合理的ではないとき。
- (3)本条は、問題とされる目的が、商品が通常供給される目的であるか否かにかかわらず適用される。

第34条（商品が記述に適合することの黙示の保証）(1)商品が消費者に対して記述と併に供給されたときには、商品は記述に合致することが保証されているものとする。

- (2)商品が売買や賃貸の為に展示されて消費者が選択したことのみを理由として、商品の供給が、記述を伴う供給ではないことにはならない。
- (3)商品が、記述と併に、見本や展示モデルを示して供給されたときには、本条による黙示の保証と次条による（黙示の）保証とが適用される。

第35条（商品が見本と適合することの黙示の保証）(1)商品が消費者に対して見本や展示モデルを示して供給されたときには、以下の保証がされているものとする、

- (a)商品が、見本や展示モデルと同等の品質であること；かつ、
 - (b)消費者が、商品を、見本や展示モデルと比較する合理的な機会を有すること。
- (2)商品が、見本や展示モデルと併に、記述を示して供給されたときには、本条による黙示の保証と前条による（黙示の）保証とが適用される。

第36条（代金に関する黙示の保証）(1)商品が消費者に対して供給された場合で以下のときには、消費者は（供給者に対して）商品の合理的な価格以上の額を支払う責任を負わないことが保証されているものとする、

- (a)商品の価格が契約によって決定されていないとき；

- (b)商品の価格の決定方法が、契約で合意されていないとき；または、
- (c)商品の価格が、当事者の取引過程で決定されることになっていないとき。
- (2)前項による黙示の保証に適合しないときに消費者が救済を求める権利は、合理的な価格を超える額の支払を拒絶することのみである。
- (3)第4部のいかなる部分も、消費者に、救済を求める他の（前項以外の）権利を与えるものと解されてはならない。
- (4)本条の適用に際しては、「合理的な価格」の決定は、個別の事件における諸般の事情に基づく事実認定の問題であり、制定法によって価格が決められているときには、その法によって特定された価格が、合理的なものとされる。

第37条（修理および部品のスペアに関する黙示の保証）(1)輸入または（その地域で）製造された商品が消費者に供給されたときには、供給後合理的な期間内は、商品の修理や部品のスペアの供給を確保する為に製造者および供給者は合理的な措置を講ずることが保証されているものとする。

- (2)輸入または（その地域で）製造された商品が供給される際または供給の前に、製造者または供給者（または双方）が、修理や部品のスペアの入手が可能であることを保証しない旨を消費者に通知する為に合理的な手段をとったときには、前項は適用されない。
- (3)輸入または（その地域で）製造された商品が供給される際または供給の前に、製造者または供給者（または双方）が、修理や部品のスペアの入手が一定期間経過後にも可能であることを保証しない旨を消費者に通知する為に合理的な手段をとったときには、その商品についてその期間経過後は第1項は適用されない。

第38条（製造者の明示の保証）(1)消費者に供給された商品の製造者が明示の保証をしたときには、次項ないし第4項の範囲で、製造者は保証に拘束される。

- (2)商品に関して製造者が書面による明示の保証をした場合には、供給者が商品を消費者に供給する際に（現実的または外見的に）製造者による書面として消費者に交付したとき、その書面は製造者を拘束する。
- (3)商品に関する書面に記載され、かつ、商品の製造者によると思われる明示の保証は、反対の証明がない限り、製造者によるものと推定される。

- (4)商品の供給に関連して、商品に関する製造者の明示の保証が記載された書面が消費者に交付されたことが証明されたときは、反対の証明がない限り、(その書面は)製造者による書面として消費者に交付されたことが証明されたものとする。
- (5) 本条の適用に際しては、商品に関する「明示の保証」とは、商品の供給または供給や使用の促進に関連してされた、以下の引受、確言や表示を意味する、
- (a)商品の品質、能力または性格；
 - (b)商品について(その時または何時でも)要求できるサービスの内容；
 - (c)商品について(その時または何時でも)要求できる部品の供給；
 - (d)同一商品が将来も入手可能であること、または、引受、確言や表示がされた商品を含むセットの(他の)部品が将来も入手可能であること；または、
 - (e)保証者の引受に商品が適合しないときには代金その他の対価を返還すること。

第6部 商品供給における保証に関する供給者に対する権利

第39条(供給者に対して救済を求める消費者の権利) 第6部は、第31条ないし第37条の規定による黙示の保証に商品が適合しないときに、消費者に、供給者に対して救済を求める権利を与える。

第40条(受領できる品質であることの黙示の保証に関する例外) 前条にもかかわらず、以下のときには、受領できる品質であることの黙示の保証に適合しないことを理由として商品の供給者に対して救済を求める(本法に基づく)権利はない、

- (a)製造者が、包装やラベルによる表示以外の方法で商品に関する表示をしているとき；かつ、
- (b)その表示がなければ、商品は、受領できる品質であることの黙示の保証に適合したであろうとき。

第41条(商品が保証に適合しないときの供給者に対する権利) (1)商品が第5部の保証に適合しないことを理由として、消費者が第6部によって供給者に対して救済を求める権利を有するときは、消費者は、以下の権利を行使することができる：

- (a) (保証と商品との) 不適合を修正できるときは、消費者は、供給者に対して、次条に従って合理的な期間内の不適合の修正を要求することができる；かつ、
 - (b) 不適合を修正できないとき、または、不適合が第44条における重大なものであるときは、消費者は、
 - (i) 第43条の制限の下に、第45条に従って商品を拒絶することができる；または、
 - (ii) 商品の価値が支払われた（または支払われるべき）代金よりも下落した分の賠償を供給者に求めることができる。
 - (2) 前項の救済に加えて、消費者は、商品の価値の下落による損失や損害以外（の損失や損害）についても、それ（損失や損害）が不適合の結果または効果であることが証明されたときには、供給者から賠償を求めることができる。
 - (3) 第1項 a 号によって求められた不適合の修正を供給者が拒絶したり怠ったりしたとき、または、合理的な期間内の修正を拒絶したり怠ったりしたときは、消費者は、
 - (a) 他の方法により不適合を修正して、修正に必要なとなった合理的な費用の支払いを供給者に対して求めることができる；または、
 - (b) 第43条の制限の下に、第45条に従って商品を拒絶することができる。
- 第42条（不適合修正の要求の満足） (1) 供給者は、前条によって保証に適合しない商品を修正すべき要求を受けた場合には、以下により要求を満足することができる、
- (a) 不適合が権限に関しないときは、商品の修理；
 - (b) 不適合が権限に関するときは、権限の瑕疵の治癒；
 - (c) 同じ種類の商品との交換；または、
 - (d) 供給者による商品の修理、交換または権限の瑕疵の治癒を期待することが合理的でないときは、消費者が支払った代金その他の対価の返還。
- (2) 前項 c 号による欠陥商品の代わりに商品を消費者が受領したときは、本法の適用に際しては、代替商品は供給者により供給されたものと見なされ、消費者に対する商品供給に関する本法による保証および義務が代替商品にも適用される。
- (3) 第1項 d 号による返還とは、支払われた代金の現金による返還または（代金

以外の) 対価の価格の償還(または代金返還と価格償還の双方)を意味する。

第43条(商品を拒絶する権利の喪失) (1)本法による商品を拒絶する権利は、以下のときには適用されない、

- (a)合理的な期間内に権利が行使されないとき;
- (b)消費者が商品を処分したとき;
- (c)供給者以外の者が占有している間に商品が紛失または滅失したとき;
- (d)商品が消費者に交付された後に供給時の商品の状態や状況とは関係のない理由で商品が毀損したとき;
- (e)商品が不動産または動産に付属または組み込まれ、商品を毀損することなく取り外しまたは分離することができないとき。

(2)前項 a 号の適用に際しては、「合理的な期間」とは、以下を考慮して商品の供給後に欠陥が明らかになるのが合理的と考えられる期間を意味する、

- (a)商品の種類;
- (b)消費者が商品を用いる使用方法;
- (c)商品が合理的に使用される期間;かつ、
- (d)(欠陥が明らかになるまでの)商品が合理的に使用できる使用頻度。

第44条(重大な不適合) 第41条第1項 b 号の適用に際しては、以下のときに、保証との不適合は重大なものであるとする、

- (a)不適合の性質および程度を知っていれば合理的な消費者なら商品を購入しなかったであろうとき;
- (b)商品が、供給の際の記述とは(一つまたは複数の)重要な点で異なっているとき、または、見本または展示モデルを示して供給されたときには、(重要な点で)見本または展示モデルと異なっているとき;
- (c)以下の場合で、容易かつ合理的な期間内に目的に適するように商品を修補することができないとき、
 - (i)商品が通常使用される目的に全く適しない場合;または、
 - (ii)第33条第1項が適用されるときには、供給者に表示された特定の目的、または、商品が適合していると供給者が表示した目的に適しない場合;または、

(d)商品が安全でない為に第32条における受領できる品質でないとき。

第45条（商品拒絶の方法）(1)本法による商品拒絶の権利は、消費者が供給者に対して、商品を拒絶する決定、および、拒絶の（一つまたは複数の）理由を通知することによって行使する。

(2)消費者が商品拒絶権を行使した場合には、以下のときを除いて、消費者は商品を返還しなければならない、

(a)以下の理由により、消費者に過大な負担をかけないで商品を返還、取外または輸送することが困難であるとき、

(i)消費者に商品拒絶権が生じる原因となった保証との不適合の性質

(ii)付属物の大きさ、高さまたは方法

このときには、供給者が、自分（供給者）の負担で商品を引き取らなければならない；

(b)付属の方法の為に、商品が付属させられた不動産または動産に重大な損傷を与えないで商品を返還または取外することができないとき、このときには、供給者が、消費者に対して、取り外すことによる損失または損害を補償しなければならない；または、

(c)商品が既に供給者に返還または引き取られていたとき。

(3)消費者が商品拒絶権を行使する前に商品の所有権が消費者に移転していたときには、商品の所有権は、拒絶の通知により供給者に復帰する。

第46条（代金返還または商品交換を選択する消費者の権利）(1)消費者が本法による商品拒絶権を行使したときには、消費者は以下の権利から選択することができ、供給者は、これに応じて対応しなければならない、

(a)拒絶された商品に関して消費者が支払った代金その他の対価の返還；

(b)拒絶された商品に代わる同じ種類かつ同じ価値の商品、ただし、そのような商品を供給者の在庫として合理的に入手できるとき。

(2)第1項 a 号による返還とは、支払われた代金の現金による返還または（代金以外の）対価の価格の償還（または代金返還と価格償還の双方）を意味する。

(3)（代金を）返還する義務は、他の商品を消費者に供給することによって満足することはできない。

(4)第1項b号により拒絶された商品の代わりに商品を消費者が受領したときは、本法の適用に際しては、代替商品は供給者により供給されたものと見なされ、消費者への商品供給に関する本法による保証および義務が代替商品にも適用される。

第47条（割賦販売のときの損害の算定） 割賦販売により供給された商品が本法による保証と適合しないことを理由として消費者が損害賠償を請求できるときは、反対の証明がない限り、商品が保証に適合したなら消費者は商品購入を完結する（したであろう）ことを前提として損害を算定しなければならない。

第48条（表示に対する責任）(1)商品が消費者に供給される際に商品を取引する者（以下「ディーラー」と言う）により（その商品が）ある供給者に帰せられた場合には、ディーラーや代理人が商品供給に関して、または、商品供給の交渉の際に、消費者に対して表示をしたときには消費者には以下の権利がある、

(a)供給者に対しては、次条の制限の下に、供給者本人が表示をしたときに本法により消費者に認められる権利；かつ、

(b)表示をしたディーラーに対して、または、ディーラーが代理人である場合には本人に対して、その者（ディーラーなど）が交渉の結果として消費者に対して商品を供給したときに本法により消費者に認められる権利。

(2)表示が供給者の明示または黙示の同意なしになされた場合には、供給者は、表示をしたディーラーに対して、または、ディーラーが代理人であるときには本人に対して、前項による権利行使によって供給者が被った損害について求償することができる、ただし、供給者のその他の権利や救済を妨げない。

第49条（債権譲受人および信用供与者の責任）(1)本条は、割賦販売のみに適用される。

(2)供給契約（割賦販売契約）による供給者の権利を譲り受けた者の本法による責任は、債権譲渡の時に（割賦販売）契約により消費者が負っている金額（未払代金）を超えないものとする。

(3)消費者に供給された商品を担保として信用を与えた者の本法による責任は、融資の時に消費者が負っている金額（未払代金）を超えないものとする。

(4)第2項における債権譲受人または第3項における信用供与者が、本法により消

費者に対して責任を負って損失を受けたときには、供給者との合意の範囲内で損失について供給者に対して求償することができる。

- (5)供給契約（割賦販売契約）による権利を譲渡しても、本法による供給者に対する権利や救済の行使は妨げられない。

第7部 商品供給における保証に関する製造者に対する権利

第50条（製造者に対して救済を求める消費者の権利） 第7部は、以下のときに、消費者に、製造者に対して救済を求める権利を与える、

- (a)商品が、第32条による受領できる品質であることの黙示の保証に適合しないとき；
- (b)商品が、製造者による（もしくは製造者の為の）記述、または、製造者の同意を得て商品に適用される実質的な記述に合致しない為に、第34条による記述と合致することの黙示の保証に適合しないとき；
- (c)商品が、第37条による修理および部品のスペアに関する黙示の保証に適合しないとき；
- (d)商品が、第38条により製造者を拘束する明示の保証に（保証の）有効期間内に適合しないとき。

第51条（製造者に対して救済を求める権利の例外） 前条にもかわらず、以下のときには、商品が第32条または第34条による黙示の保証に適合しないことを理由として製造者に対して救済を求める（本法に基づく）権利はない、

- (a)不適合が、製造者以外の者の行為、過失、不作為または表示に基づくとき；
- (b)不適合が、商品が製造者の支配を離れた後の不可抗力に基づくとき。

第52条（商品が保証に適合しないときの製造者に対する権利） (1)商品が第5部の保証に適合しないことを理由として、消費者が、第7部によって製造者に対して救済を求める権利を有するときは、消費者は、以下の損害の賠償を製造者に求めることができる、

- (a)製造者の過失による商品の価値の下落分、すなわち、
 - (i)消費者が支払った（または支払うべき）価格よりも下落した分；または、
 - (ii)供給時における平均的小売価格よりも下落した分

のいずれか低額の方；

(b)商品価値の下落による損失または損害以外（の損失または損害）で、製造者の過失により消費者に生じ、かつ、過失の結果または効果であることが証明されたもの。

(2)製造者の明示の保証により消費者が以下の救済を与えられている場合には、

(a)商品の修理；または、

(b)同種の商品との交換、

消費者が製造者に対して（上記の）救済を求めたが製造者が救済を拒絶したり怠ったりしたとき、または、合理的な期間内に救済を与えることができなかつたときでなければ、前項 a 号による裁判を提起することはできない。

第8部 サービス供給における保証

第53条（合理的な注意および技量に関する黙示の保証） 消費者にサービスが供給されるときは、サービスは合理的な注意および技量をもって実施されることが保証されているものとする。

第54条（特定の目的に適することの黙示の保証） (1)サービスが消費者に供給された場合に、サービス供給契約の締結の際または締結の前に、消費者が供給者に、サービスを求める特定の目的または消費者が達しようとする結果を明らかにしたときには、サービスまたはサービスから生じる生産物が、

(a)特定の目的に合理的に適すること；

(b)特定の結果を達することができるかと合理的に期待できる性質および分量を有すること

の黙示の保証がされているものとする。

(2)前項による黙示の保証は、諸般の事情から以下が明らかであるときには、適用されない、

(a)消費者が、供給者の技量や判断を信頼していないこと；または、

(b)消費者が、供給者の技量や判断を信頼することが合理的ではないこと。

第55条（完成の時にに関する黙示の保証） サービスが消費者に供給される場合に以下のときには、サービスは合理的な期間内に完成することが保証されている

ものとする、

- (a) サービスがされる時が、契約によって決定されていないとき；
- (b) サービスがされる時が、契約により合意された方法で決定されないとき；または、
- (c) サービスがされる時が、当事者の取引過程において決定されることになっていないとき。

第56条（代金に関する黙示の保証） (1) サービスが消費者に供給される場合に以下のときには、消費者は（供給者に対して）サービスの合理的な価格以上の額を支払う責任を負わないことの保証がされているものとする、

- (a) サービスの価格が、契約によって決定されていないとき；
 - (b) サービスの価格が、契約により合意された方法で決定されないとき；または、
 - (c) サービスの価格が、当事者の取引過程において決定されることになっていないとき。
- (2) 前項による黙示の保証に適合しないときに消費者が救済を求める権利は、合理的な価格を超える額の支払いを拒絶することのみである。
- (3) 第9部のいかなる部分も、消費者に、救済を求める他の（前項の権利以外の）権利を与えるものと解されてはならない。
- (4) 本条の適用に際しては、「合理的な価格」の決定は、個別の事件における諸般の事情に基づく事実認定の問題であり、制定法によって価格が決められているときには、その法によって特定された価格が、合理的なものとする。

第9部 サービス供給における保証に関する供給者に対する権利

第57条（供給者に対して救済を求める消費者の権利） 第9部は、サービスまたはサービスによる生産物が第53条ないし第55条の規定による黙示の保証に適合しないときに、消費者に、供給者に対して救済を求める権利を与える。

第58条（サービスに関して供給者に対して救済を求める権利の例外） 前条にもかかわらず、以下のときには、サービスまたはサービスによる生産物が第54条または第55条による黙示の保証に適合しないことを理由としてサービスの供給者に対して救済を求める（本法に基づく）権利はない、

- (a)不適合が、供給者以外の者の行為、過失、不作為または表示に基づくとき；
- (b)不適合が、不可抗力に基づくとき。

第59条（仕事や素材に関する契約） 第57条は、契約が仕事や素材を含むときに第6部または第7部によって消費者に与えられる権利を制限または影響することはない。

第60条（サービスが保証に適合しないときの供給者に対する権利） (1)サービスまたはサービスによる生産物が第8部の保証に適合しないことを理由として、消費者が、第9部によって供給者に対して救済を求める権利を有する場合は、消費者は、以下の権利を行使することができる：

- (a)（保証とサービスとの）不適合を修正できるときには、消費者は、供給者に対して、合理的な期間内に修正するように要求することができる；
- (b)不適合を修正できないとき、または、不適合が第62条における重大なものであるときには、消費者は、
 - (i)第61条の制限の下に、第63条に従ってサービス供給契約を解除することができる；または、
 - (ii)サービスによる生産物の価値が支払われた（または支払われるべき）料金よりも下落した分の賠償を供給者に求めることができる。

(2)前項の救済に加えて、消費者は、サービスの生産物の価値の下落による損失や損害以外（の損失や損害）についても、それ（その損失や損害）が不適合の結果または効果であることが証明されたときには、供給者に賠償を求めることができる。

(3)第1項 a 号によって求められた不適合の修正を供給者が拒絶したり怠ったりしたとき、または、合理的な期間内の修正を拒絶したり怠ったりしたときには、消費者は、

- (a)他の方法により不適合を修正して、修正に必要なとなった合理的な費用の支払いを供給者に求めることができる；または、
- (b)次条の制限の下に、第63条に従ってサービス供給契約を解除することができる。

第61条（契約解除権の喪失） 本法による契約解除権は、以下のときには適用さ

れない、

(a)契約によって供給されたサービスが、商品の供給に付随するものに過ぎないとき；かつ、

(b)消費者が、第41条により商品を拒絶したか拒絶する権利を有するとき（権利を行使したか否かを問わない）。

第62条（重大な不適合） 第60条第1項b号の適用に際しては、以下のときに、保証との不適合は重大なものであるとする、

(a)以下の各号の場合で、合理的な期間内に特定の目的または特定の結果を達するようにサービスの生産物を修正することが容易にはできないとき、

(i)サービスが通常供給される目的に全く適しない場合；または、

(ii)第54条第1項が適用されるときには、（サービスによる生産物が）

(A)供給者に知らされた特定の目的に適しないとき；もしくは、

(B)供給者に知らされた特定の結果を達することを期待できないような性質および分量である場合；または、

(b)サービスによる産物が安全でないとき。

第63条（契約解除に適用されるルール） (1)サービス供給契約の解除は、以下の時までは効力を生じない、

(a)解除が供給者に対して伝達された時；または、

(b)供給者に（解除を）伝達することが実際的ではない場合には、消費者が、当該状況において合理的な方法により、供給者に対して、契約を解除する意思を表示した時。

(2)次項の場合を除き、契約解除は、契約を解除する旨の消費者の意思を示す言語、行為または（言語と行為の）双方により伝達することができ、解除する旨の意思が明瞭である限り、特定の言語を使用することは必要ではない。

(3)供給者に（解除を）伝達することが実際的である場合において、（契約の）明示の条項が書面による解除を要求しているときには、前項は、これ（その条項）に服する。

第64条（契約解除の効果） (1)消費者が、本法に基づいてサービス供給契約を解除する権利を行使した場合には、

- (a)消費者は、サービスに関して支払った代金その他の対価の返還を供給者に対して求めることができる、ただし、裁判所または消費者苦情審判所が、消費者が支払った代金その他の対価（の全部または一部）を供給者は保持することができる旨の命令をしたときはこの限りでない；
 - (b)解除時において契約が既に履行されている限りにおいては、いずれの当事者も、契約により得た財産または支払われた金銭を解除により奪われることはない、ただし、前号のときはこの限りでない；さらに、
 - (c)解除時において契約が履行されていない限りにおいては、いずれの当事者も、契約をさらに履行する権利や義務はない。
- (2)前項は、以下の権利を妨げない、
- (a)相手方当事者の不実表示または契約拒絶や不履行により被った損害の賠償を求める権利；
 - (b)第60条第1項b号(ii)または第2項により保証との不適合に基づく損害の賠償を求める消費者の権利；または、
 - (c)サービスに関連して供給された商品を拒絶する消費者の本法による権利。
- 第65条（付随的救済を認める裁判所の権限）(1)消費者が本法によるサービス供給契約を解除した場合には、裁判所は、手続またはその為（救済の為）の申請により、妥当かつ实际的であると考える命令または救済を認める命令を、本条に基づいて発することができる。
- (2)以下の者は、本条に基づく命令を求める申請をすることができる、
- (a)消費者；
 - (b)供給者；または、
 - (c)損失を被ったその他の者。
- (3)本条に基づく命令は、
- (a)手続のいずれの当事者に対しても、契約の目的である不動産または動産（全部または一部）または対価（全部または一部）を与えることができる；
 - (b)手続のいずれの当事者に対しても、契約の目的である不動産または動産（全部または一部）または対価（全部または一部）を譲渡または付与するように命じ、または、その占有を許すことができる；

- (c)損害賠償を求める権利を害しない範囲で、手続のいずれの当事者に対しても、裁判所が妥当と判断する額を支払うように命ずることができる；または、
- (d)供給者に対して、契約によりサービスに対して支払われた代金その他の対価を保持することを許すことができる。
- (4)第1項に基づく命令またはその(命令の)条項は、裁判所が妥当と判断する条項や条件を付けて発することができる、ただし、いずれかの当事者の損害に対する請求を妨げるような効果を有する条項や条件は許されない。
- (5)本条に基づく命令を出すか否かを判断する際には、または、それに付けるべき条項や条件を判断する際には、裁判所は、以下の事情を考慮しなければならない：
- (a)サービス供給の際またはサービス供給の為に供給者がした行為により、消費者が得た利益または利便；
- (b)サービス供給の際またはサービス供給の為に供給者がした仕事またはサービスの価値と裁判所が考えるもの；
- (c)サービスの実行の際またはサービス実行の為に消費者または供給者が負担した費用；
- (d)消費者または供給者が契約(全部または一部)を実行することが可能である(または可能であった)程度；および、
- (e)裁判所が妥当と判断するその他の事情。
- (6)契約当事者以外の者が善意で、かつ、相当の対価により得た財産の所有権、権利や利益を失う結果になるとときには、第3項a号による命令を発することはできない。
- (7)解除前と後とにかかわらず契約当事者がある財産に関して地位を変更し、諸般の事情を考慮すれば、命令を出すことが当事者に不正な結果となると裁判所が判断したときには、本条に基づく命令を発することはできない。

(以下次号)